

役割・責務・遵守事項の整理について

1 これまでの経過・議論を踏まえた考え方

第1回審議会で整理された事項

- ・雪出し等の処分等として、**行政指導（助言指導、勧告）のレベルを規定することが適当**
- ・雪出しなど市民意識を高める、協働で取り組むきっかけとして条例が必要

●理念的な内容と行政指導の対象とする項目を設ける必要がある

●雪対策基本計画との整合

- ・市民、企業（除雪企業を含む）、行政、三者の**役割分担を明確化**し、協働で取り組むことを明記
- ・責務の定めがなく、条例で定める場合、整合性を図る必要
- ・三者の役割が個別具体で多数の項目⇒条例では包括的・概念的に役割をまとめる必要
- ・複数又は連携して雪対策に取り組むべき内容がある

●条例項目における課題

- ・路上駐車は、違法駐車等防止条例で除雪作業の支障とならないよう努めなければならないとの規定があり、重複する。
- ・屋根雪は、空家の場合は空家対策の法令で勧告・命令が可能など、他の法令等との整合性の整理が必要
- ・融雪槽の設置や除排雪スペースの義務化は、利害関係が絡んでおり、既存の経済活動に影響を与えることは、慎重に議論する必要があるとの委員意見あり

内部協議

①役割・責務・遵守事項

⇒必ずしも責務が必要ではない。

役割の条項と別に、遵守事項の条項で義務を規定し、行政指導の対象とすることは可能

②義務・努力義務の違い

義務…〇〇しなければならない

努力義務…〇〇するよう努める

⇒努力義務規定は行政指導の対象にそぐわない。

義務規定を対象とすべき

③路上駐車規定の重複

⇒複数の条例に同一の規定は問題あり

反映

①雪対策基本計画と同様に対象を三者とし、本市の他条例を踏まえ、「市民」「事業者（除雪事業者）」「市」の役割等を規定

②雪対策基本計画で示す、除雪ルールやマナーなど市民意識の向上、協働等の**役割**について条例で概念的に定義付け

③個別に役割や責務が生じる事項について**遵守事項**として項目立て

④遵守事項のうち、**不適切な雪処理により支障が生じる行為は義務規定とし、行政指導→勧告の措置**を可能に

反映

2 役割

項目	新条例に規定する内容（案）	委員からの意見（抜粋）	事務局の考え方
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・雪対策に関する基本理念，基本方針，重点目標を定めた基本的な計画を策定し，総合的・計画的な施策を実施する。 ・基本計画に基づく施策の実施に当たっては，市民や事業者によるその周知を図り，協力が得られるよう努める。 ・地域活動団体による共助等，市民協働による地域除雪活動への適切な支援に努める。 ・雪処理についてのルールやマナー向上を図るため，情報提供その他啓発活動に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例と雪対策基本計画の主従を整理する必要があるが，雪対策基本計画に記載の基本理念，基本方針，重点目標は必要 ・責務の明確化，雪対策に係る市民意識の高揚や取組強化，情報提供などが条例の主な内容 ・除雪弱者への支援について理念的なものを盛り込むと良い。 ・除排雪マナー向上に力を入れるという意思表示が市民に対し必要 ・なぜ雪対策が必要なのか意識付けを重視すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念，基本方針，重点目標を基本計画に定めることを明記し，具体的な内容は，雪対策の推進に伴い更新されるべきものとして，記載せず ・共助活動への支援等を明記。委員意見の助成内容などは，計画に基づく事業として設計，実施 ・除雪のルールやマナーにかかる意識高揚が条例の主眼との意見集約を踏まえ条文化
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが所有又は使用する敷地内の雪は，自らの責任と負担において処理するという基本原則のもと，雪処理のルールやマナーを守り，住みよい地域づくりに努める。 ・地域の雪の課題に対し，地域活動団体等を通じ，互いに協力し助け合い，地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。 ・市，又は国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路への雪出しについて，知らない，分かっていない人が多い ・除排雪の意識を高め市民に一定のルールを知らしめる。 ・地域や隣人との助け合いも含めた町内会の役割を条例に盛り込む。 ・市民の役割として，助け合いましょうなどの表現を盛り込むと良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雪出しについて分かっていない，ルール・マナーの周知が主眼との意見から，基本原則を明記 ・町内会も含めた住民組織等が行う地域除雪活動への参加を努力義務として規定
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い自らが所有又は使用する敷地内の雪は，自らの責任と負担において適正に処理するという基本原則のもと，雪処理についてのルールやマナーを守り，地域に貢献するよう努める ・地域の雪の課題に対し，互いに協力し助け合い，地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。 ・市，又は国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。 ・除排雪事業者は，市が定める基準に適合した除排雪を行うとともに，除排雪技術の向上に努める。 ・除排雪事業者は，道路交通法等関係法令に則り，安全で丁寧な除排雪に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者と除雪業者の役割・責務を1つに捉えて良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者を地域で活動を行う「個人や法人等」として市民と同様の役割を定義 ・事業者と除排雪事業者は，雪対策基本計画と同様の整理（計画上の「役割」では除雪企業は企業に含有されている。）

3 遵守事項

項目	新条例に規定する内容（案）	委員からの意見（抜粋）	事務局の考え方
雪出し	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業者は，みだりに自らの使用する敷地内の雪を道路に出してはならない。 ・河川や水路等（以下「河川等」という。）への投雪により，流水に支障を及ぼしてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川への雪出しは禁止であり，特に道路は2車線の道路が1車線化し，交通障害の原因となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で禁止されている行為であり，義務規定とし，守られない場合の行政指導（助言指導，勧告）を別途規定
路上駐車	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業者は，冬期において自動車等を道路上に駐車させるときは，違法駐車等に該当しない場合であっても，当該駐車車が除雪作業の支障とならないよう努めなければならない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車や長時間の駐車については道路交通法等で対応が可能であるため努力義務として規定 ・包括的に雪対策に取り組むため，違法駐車等防止条例からの移記について調整中
冬期における敷地内の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業者は，敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置などにより，敷地内の除雪や建築物からの落雪等による道路交通，河川等の流水への支障等を及ぼさないよう努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根雪落雪など，人命にかかわることについては強い発信が必要だと思う。 ・空家からの落雪は，空家対策の法令で危険となるおそれのある状態（特定空家）として，指導や勧告，命令を出すことが可能，あえて雪対策の条例に盛り込むかは検討が必要 ・家屋の新築時におけるあり方など，もう少し具体的な記述があった方が，何をすれば良いか明確になる。 ・大きな建物の建設時に雪置き場を設置など，条例で何か定められればよい。 ・融雪槽設置や除排雪スペースの義務化は，利害関係が絡んでおり，既存の経済活動に影響を与えることは慎重に議論が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・落雪のおそれがあり危険な場合は空家対策の法令や建築基準法で助言や行政指導が可能 ・雪出しを禁止行為として位置づけており，市民の敷地内の雪は敷地内で処理されれば良く，敷地内の雪処理に関し，何らかの制限や義務付けを行うことは困難であり，努力義務として規定